

文書番号

RIM-Z0001

リコーイメージング株式会社 グリーン調達ガイドライン

2026 年 9 月 1 日

(第 8 版)

目次

環境方針	2
【グリーン調達方針】.....	3
1. 目的	3
2. 適用範囲	3
3. 用語の定義	3
4. 環境影響化学物質の管理基準	5
4.1 含有禁止物質・含有禁止候補物質	5
4.2 製造工程使用禁止物質	5
5. 仕入先様への要求事項	6
表 4-1-1 含有禁止物質リスト	8
表 4-1-2 含有禁止候補物質リスト	9
表 4-2-1 含有禁止物質の管理基準	10
表 4-2-2 含有禁止候補物質	14
表 4-3 製造工程使用禁止物質リスト	15
別表 1 参照法令・自主基準一覧	16
別表 2 環境影響化学物質詳細リスト	17
改訂履歴	22

環境方針

リコーイメージング株式会社は、地球環境への直接的・間接的影響を認識し、汚染の防止を図るため、環境方針を以下のように定めます。

1. 循環型社会をめざし、製品の企画から販売及び廃棄までの全ライフサイクルプロセスにおいて以下の改善活動を推進します。
 - (1) CO₂の削減
 - (2) 省資源
 - (3) 廃棄物の削減
 - (4) 環境に負荷を与える有害物質の低減・廃除
 - (5) 本来業務に伴う環境有益性の向上
2. 環境負荷低減型商品の開発等、製品の開発設計業務を始めとする間接環境影響を考慮した環境活動を推進します。
3. 当事業所の事業活動に伴う環境保全を企業の社会的責任として捉え、環境関連規制（法令、条例等）及び当事業所が同意するその他の要求事項を順守します。
4. 地域社会とのコミュニケーションを行い、周辺地域住民の生活環境の保全に配慮します。

【グリーン調達方針】

製品に関わる、原材料、部品、生産副資材等の調達において、
環境負荷の少ない原材料、部品、製品の調達を進めます。

1. 目的

このガイドラインは、「リコーイメージング株式会社の生産材グリーン調達」に関する基本的な考え方と具体的な基準及び運用について定めたものであり、本ガイドラインに基づき仕入先様に関する調査及び認定を実施することにより、環境方針に掲げる「循環型社会をめざし資源の有効活用に配慮した事業活動を推進し、環境負荷の低減を考慮した製品を提供する」に向けて、環境負荷の少ないものを調達することを目的とします。

2. 適用範囲

2.1. 製品への適用範囲

本基準はリコーイメージングが権利を有するブランド（PENTAX、RICOH および各製品ロゴ）を付した製品に適用する。

- (1) リコーイメージングで設計・製造し、販売する製品。
- (2) リコーイメージングが第三者に設計・製造を委託し、リコーイメージングのブランドを付して販売する製品。
- (3) 他社ブランド商品は対象外とする場合があります。アパレル商品は対象外とする。

2.2. 部品・材料への適用範囲

- (1) 製品を構成する部品、材料
- (2) 製品の包装材料・包装用部品（集合箱、集合包装、緩衝材等含む）
- (3) 取扱説明書類
- (4) サービスパーツ
- (5) グリス、接着剤、両面テープ、包装用テープ等の製造用消耗品
- (6) サプライ製品および包装用部材
- (7) 製品の輸送用包装材（パレット、ストレッチフィルム、PP バンド等）

3. 用語の定義

3.1 環境影響化学物質

- (1) 国内外の法規制または環境ラベル等の自主基準において、その使用、或いは用途、含有量等の制限が求められている、或いは求められることが見込まれている化学物質。
- (2) 国内外の法規制または環境ラベル等の自主基準において、製品への含有情報の開示を求められている化学物質。
- (3) 入札時などに顧客から製品への含有情報の開示を求められる可能性がある化学物質。

- (4) 上記以外にも、近い将来使用用途、含有量の制限もしくは情報開示の必要が見込まれる為、含有情報を把握する必要がある化学物質。

3.2 物質・調剤

物質とは、化学元素及び自然の状態での、またはあらゆる製造プロセスから得られる化学元素の化合物をいい、安定性を保つのに必要なあらゆる添加物や使用するプロセスから生ずるあらゆる不純物が含まれる。しかし物質の安定性に影響を及ぼさない、またはその組成を変えずに分離することのできるあらゆる溶剤を除く。また、調剤とは2つまたは、それ以上の物質からなる混合物または溶液をいう。

3.3 アーティクル

生産時に与えられる特定な形状、表面またはデザインがその化学組成よりも大きく機能を決定する物体。機械製品の場合は、製品、製品を構成する部品、また最終製品に残存する意図的に製品、包装材に付着させた製造用消耗品が該当するが、このうち意図的放出する部分は物質・調剤とみなされるためアーティクルではない。

3.4 含有禁止物質

製品及び、製品を構成するアーティクルへの含有を禁止する物質。以下に含有禁止の定義を示す。禁止、除外の管理レベルは表 4-2-1 を参照のこと。

- (1) 製品及び、製品を構成するアーティクルへの閾値を超える含有を禁止する。
但し、包装材中の重金属（カドミウム、六価クロム、鉛、水銀）については、意図的添加も禁止する。
- (2) 閾値指定のない物質は、意図的に添加している、サプライチェーン上流からの含有情が入手できる、必要に応じて分析して含有がわかるなど、含有が把握できる場合は禁止する。
- (3) 適用除外用途での使用及び、閾値以下での含有は認める。

3.5 含有禁止候補物質

規制内容や施行開始時期は確定していないが、近い将来に「含有禁止物質」に追加される可能性が高い物質。

3.6 含有管理物質

製品及び、製品を構成するアーティクルへの含有情報を把握、管理する物質。

3.7 含有

アーティクルに含有禁止物質が含まれていることをいう。

(1) 意図的添加

当該物質が部品、材料に対して性能向上や特性変更を目的として使用されることを指す。また、製造工程等で当該物質が使用され、最終製品に含有することが明らかな場合も意図的添加とみなす。

(2) 非意図的含有

当該物質が天然素材中に含有され、精製過程で技術的に除去できない場合や製像工程において意図せず混入・付着した場合などを指す。いわゆる不純物を指す。

3.8 均質素材

機械的に、別々の素材に分解できない素材を指す。たとえば以下のようなものを指す。

・金属合金、ポリマーアロイ、化合物等

・塗料、接着剤、インキ、ペースト、樹脂ポリマー、硝子パウダー、セラミックパウダー等

塗装、印刷、メッキが施された部品は素材の部分と塗料、インキ、メッキ部分が機械的に分離できるため、それぞれが均質素材となる。「機械的な分離」とはネジの取り外し、切断、粉碎、研削、研磨等の機械的行為によって、素材が分離されることを指す。

3.9 含有閾値

部品、材料に含まれる物質の含有量もしくは、含有濃度の最大許容値。部品中に複数の素材（材料）が含まれる複合材料部品の場合、含有濃度は部品全体を分母とした値ではなく、対象物質を含有している均質素材における濃度とする。

3.10 管理レベル

含有化学物質について、法規制等に基づき以下の2つのレベルに分類する。

(1) 禁止：法規制等で禁止されている。

(2) 除外：法規制等で除外されており且つ、代替品がない。

3.11 納入禁止時期

(1) 即時：即日納入禁止

(2) ・ ・ ・ より：指定日より納入禁止。

(3) 時期検討中：現時点では、納入禁止時期を指定しないが、社会情勢の変化或いは技術的、経済的に代替品の導入が可能と判断した場合は、納入禁止時期を新たに指定する。

4. 環境影響化学物質の管理基準

4.1 含有禁止物質・含有禁止候補物質

表 4-1-1 に含有禁止物質リスト、表 4-1-2 に含有禁止候補物質リストを示す。

表 4-2-1 には、含有禁止物質の管理基準として、CAS No.、規制対象とその使用例、含有閾値、含有禁止の適用除外用途、および参照法令について示す。

4.2 製造工程使用禁止物質

表4-3に示す物質は、製造工程での使用を禁止する。

5. 仕入先様への要求事項

R I Mは、以下の 1) ～5) の条件を満たす仕入先様と取引をさせていただきます。

情報提供は、様式 1 「リコーイメージング環境調査証明書」を使用し提出願います。

法規制の改定や、調査物質再確認のため、追加調査や環境調査証明書の再提出などをお願いすることがあります。

1) 製品含有禁止化学物質の不使用

表 4-1-1 に示す含有禁止物質リストの不使用に関する証明書の提出をお願いします。含有閾値などは表 4-2-1 含有禁止物質の管理基準を参照してください。また、該当物質を使用していても法令等の適用除外に該当するものについては、適用除外項目番号を証明書に記載してください。

2) 製造工程使用禁止化学物質の不使用

表 4-3 に示す製造工程使用禁止化学物質リストの不使用に関する報告をお願いします。

3) 製品含有化学物質情報の提示

製品を構成するアーティクルまたは物質・調剤に含有する化学物質の情報収集を実施いたします。

(EU REACH 規則対応等)

下記 ①の提出をお願いします。必要に応じて②、③の提出もお願いします。

中国 RoHS に関して、報告をお願いします。ただし、完成品が電気電子機器ではない場合、報告は必要ありません。

①REACH 高懸念物質 (SVHC) に関して、ECHA のホームページから確認して最新情報で報告願います。

②CMP コンソーシアム※1 が提供する、chemSHERPA による提出。

データ作成方法については、ウェブサイト <https://cmp-consortium.com/> のお知らせ、FAQ 等を参考に作成して下さい。

③調査機関により測定された ICP (Inductively Coupled Plasma) 分析データやガスクロマグラフ分析データの報告書、またはそれらに相当するデータを提出願います。

その場合には、測定部位をわかりやすく表にまとめて下さい。

4) 含有禁止候補物質の対応

表 4-1-2 に示す含有禁止候補物質リストの使用状況に関する証明書の提出をお願いします。

既存部品での使用状況把握、将来的な代替に向けた検討など、自主的に先行した取り組みをお願いします。

法律の決定に基づき、十分な猶予期間なく禁止物質リストに追加する可能性があります。

5) 環境マネジメントシステムの構築

仕入先様が、下記①、②、③のいずれかを満足していることを条件とします。

① ISO14001または準拠制度認証取得している。

(準拠制度とは財団法人、地方公共団体、一般社団法人等が推進するISO14000準拠制度を言う。)

② CMP コンソーシアム が公開している製品含有化学物質管理ガイドラインまたは、①に準じた環境マネジメントシステムを構築している。

③ 環境保全活動に配慮している。

※ 1 CMP (Chemical and Circular Management Platform) コンソーシアム

※このガイドラインは、法規制の動向或いは弊社の方針等により、見直しを行います。

改訂が生じた場合には、リコーイメージング(株)のホームページ上で公開いたします。

《URL アドレス》

*リコーイメージング(株)のホームページ：<https://www.rioh-imaging.co.jp/japan/about/>

資材調達について：<https://www.rioh-imaging.co.jp/japan/about/procurement/>

【お問合せ先】

御社担当の弊社窓口部門、または、下記部門へ問い合わせください。

リコーイメージング株式会社

製品含有化学物質管理担当

zjc_rim_kankyocyouusa@jp.rioh.com

◆表4-1-1 含有禁止物質リスト

No.	物質名	英語名
1	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)	Polychlorinated Biphenyls (PCBs)
2	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	Polychlorinated Terphenyls (PCTs)
3	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が1以上)	Polychloronaphthalenes (PCNs) (Cl $\geq$ 1)
4	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	Polybrominated Biphenyls (PBBs)
5	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	Polybrominated Diphenyl ethers (PBDEs)
6	短鎖型塩化パラフィン (炭素鎖長: 10-13)	Short Chain Chlorinated Paraffins (Carbon chain length: 10-13)
7	アスベスト類	Asbestos
8	オゾン層破壊物質	Ozone Depleting Substances
9	カドミウム及びその化合物	Cadmium and Cadmium Compounds
10	六価クロム化合物	Hexavalent Chromium Compounds
11	鉛及びその化合物	Lead and Lead Compounds
12	水銀及びその化合物	Mercury and Mercury Compounds
13	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩 (PFOS)	Perfluorooctanesulfonic acid and its salts
14	特定アミンを形成する一部のアゾ染料・顔料	Certain Azocolourants and Azodyes
15	三置換有機スズ化合物	Tri-substituted organostannic compounds
16	ジブチルスズ化合物	Dibutyltin (DBT) compounds
17	ジオクチルスズ化合物	Dioctyltin (DOT) compounds
18	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル (DMF))	Dimethyl fumarate (DMF)
19	多環芳香族炭化水素 (PAHs)	Polycyclic aromatic hydrocarbons (PAHs)
20	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 関連物質	Perfluorooctanoic acid (PFOA) and any related substances
21	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	Hexabromocyclododecane (HBCDD)
22	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)	Phthalic acid di-2-ethylhexyl (DEHP)
23	ブチルベンジルフタレート (BBP)	Butyl benzyl phthalate (BBP)
24	ジブチルフタレート (DBP)	Dibutyl phthalate (DBP)
25	ジイソブチルフタレート (DIBP)	Diisobutyl phthalate (DIBP)
26	ハロゲンを構造内に含むポリマー	Polymers in which halogens are contained structurally
27	ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)、その塩及び関連物質	perfluorocarboxylic acids containing 9 to 14 carbon atoms in the chain (C9-C14 PFCAs), their salts and C9- C14 PFCA-related substances
28	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) [PIP(3:1)]	phenol, isopropylated phosphate (3:1) (PIP (3:1))
29	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) 、その塩及びPFHxS 関連化合物	Perfluorohexane sulfonic acid (PFHxS), its salts and PFHxS-related compounds
30	デクロランプラス	Dechlorane Plus
31	UV-328	UV-328
32	ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA) 、その塩およびPFHxA関連物質	Perfluorohexanoic acid (PFHxA), its salts and PFHxA-related substances
33	有機ハロゲン添加剤(難燃剤など)	Organic halogen additives (e.g., flame retardants)
34	フッ素化温室効果ガス(HFCs, PFCs, SF ₆)	Fluorinated greenhouse gases (HFCs, PFCs, SF ₆)
35	オルトフタル酸エステル	Ortho-Phthalates
36	中鎖塩素化パラフィン(MCCP,C14-17)	Medium-chain chlorinated paraffins (MCCPs, C14-17)
37	塩素および臭素	Chlorine and Bromine
-	芳香環1or2個及び3～7個の鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	Mineral oil aromatic hydrocarbons with 1 or 2 and 3 to 7 aromatic rings(MOAH)
-	炭素数16～35個の鉱物油飽和炭化水素 (MOSH)	Mineral oil saturated hydrocarbons with 16 to 35 carbon atoms(MOSH)
-	揮発性有機化合物 (VOC)	Volatile organic compound (VOC)
-	ペル及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS)	Per- and polyfluoroalkyl substances (PFAS)

◆表4-1-2 含有禁止候補物質リスト

No.	物質名	英語名
1	ペル及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS)	Per-and polyfluoroalkyl substances (PFAS)
2	デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)	Decabromodiphenyl ethane

◆表4-2-1 含有禁止物質の管理基準

※使用例は全てを網羅していないため、不明な点は発行元に確認のこと。

No.	物質名	CAS No.	用途・使用例	含有閾値	除外用途	参照法令
1	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)	別表2 No.1	すべて 例：絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液	—	副生成物として50 ppm以下で含まれる場合	1,2
2	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	別表2 No.2	すべて 例：絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液	50ppm	—	3
3	ポリ塩化ナフタレン (PCN類) (塩素数：1以上)	別表2 No.3	すべて 例：絶縁油、塗料、樹脂安定剤、電気絶縁媒体、難燃剤	—	—	1,2
4	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	別表2 No.4	すべて 例：絶難燃剤	1000ppm	—	3,4
5	ポリ臭化ジフェニルエーテル 類 (PBDE類)	別表2 No.5	RoHS 対象製品 RoHS 対象外製品	1000ppm ただし、Deca-BDEは意図的添加禁止 意図的添加禁止かつ Tetra、Penta、Hexa、Hepta、 Deca-BDE の合計で 10 ppm ただし、回収材料を含むまたは 作られた成形品の場合は 350 ppm(2027/6/29 まで) 200 ppm(2027/6/30 から) ただし Deca-BDE は閾値指定 なし	—	1,4,5
6	短鎖型塩化パラフィン (炭素鎖長：10-13)	別表2 No.6	すべて 例：絶塩ビ可塑剤、難燃剤	1000ppm かつ意図的添加禁止	—	1
7	アスベスト類	別表2 No.7	すべて 例：絶ブレーキライニング・パッド、絶縁体、充填剤、摩擦材、電気絶縁材、充填フィラー、顔料・塗料、タルク、断熱材	—	—	3
8	オゾン層破壊物質	別表2 No.8	すべて 例：絶冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	—	副生成物として含まれる場合	6,7,8
9	カドミウム 及びその化合物	別表2 No.9	包装材料 小型電池 (アルカリ性亜鉛－二酸化マンガン小型電池を除く) アルカリ性亜鉛－二酸化マンガン小型電池 上記以外すべて 例： ・塗料、インキ ・樹脂（ゴムを含む）材料中の顔料、染料、安定剤等の添加剤 ・電気カドミウムめっき処理及びカドミウムコート処理された材料及び部品 ・カドミウムを含む光沢剤を使用した無電解ニッケルめっき部品 ・ガラス及びガラス塗料の顔料、染料 ・カドミウムを含む銀ロウ材料 ・亜鉛及び亜鉛合金、亜鉛化合物などの材料及び部品（快削黄銅棒、ゴムベルト等） ・DCモータ、スイッチ、リレー、ブレーカ等の電気接点 ・温度ヒューズの可溶体 ・蛍光灯（小型蛍光灯、直管蛍光灯） ・蛍光表示装置に含有される蛍光体	カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計濃度で 100ppm かつ意図的添加禁止 20ppm ※電池に含まれるカドミウムの閾値に関しては、欧州電池規則の定義と同様に、電池の総質量に占めるカドミウムの質量（つまり電池一本あたりの濃度）にて算出する。 10ppm 100ppm	— — —	3,4,9,10, 11,12,13
10	六価クロム化合物	別表2 No.10	皮膚と接触する革製品、革パーツを含む製品 包装材料 上記以外すべて 例： ・塗料、インキ ・電気亜鉛めっき後クロメート処理された材料及び部品（一般機械部品、電装購入品及び電源装置等に使用される板金、ねじ、軸物、ベアリング等） ・クロメート化成処理（塗装前処理）されたアルミ、銅合金、亜鉛合金等の材料及び部品	3ppm (革の総乾燥重量において) カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計濃度で 100ppm かつ意図的添加禁止 1000ppm	— —	3,4,11,12
11	鉛及びその化合物	別表2 No.11	包装材料 ポリ塩化ビニル電線被覆中の鉛 小型電池 ただし、以下を除く ・亜鉛－二酸化マンガンボタン小型電池 ・アルカリ性亜鉛－二酸化マンガン小型電池 亜鉛－空気ボタン小型電池 (2028年2月17日まで) 亜鉛－二酸化マンガンボタン小型電池 アルカリ性亜鉛－二酸化マンガン小型電池 単品販売のケース、ストラップ 上記以外すべて 例：	カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計濃度で 100ppm かつ意図的添加禁止 300ppm 100ppm ※電池に含まれる鉛の閾値に関しては、欧州電池規則の定義と同様に、電池の総質量に占める鉛の質量（つまり電池一本あたりの濃度）にて算出する。 500ppm ※期限以降は小型電池の閾値(100 ppm)が適用される。 40ppm 500ppm 1000ppm	— — — — ガラス蛍光管であって鉛含有量が、0.2wt%を超えないもの	3,4,9,10, 11,12,13, 14

◆表4-2-1 含有禁止物質の管理基準

※使用例は全てを網羅していないため、不明な点は発行元に確認のこと。

No.	物質名	CAS No.	用途・使用例	含有閾値	除外用途	参照法令
			・塗料、インキ ・樹脂（ゴムを含む）材料中の顔料、染料、安定剤等の添加剤 ・鉛合金めっき処理された材料及び部品（すずめっきピアノ線等） ・潤滑剤としての鉛を含む部品（ドライベアリング等） ・鉛を含有する各種合金（但し、除外対象の合金は除く） ・はんだ材料（Pb＝85％未満のはんだ） ・はんだ付けされた部品、ユニット（プリント基板、電源装置、モータ、クラッチ、センサー等） ・サーバー、ストレージ（HDD）中の鉛 ・FFC コネクタ接点部		機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる 0.35wt%までの鉛 パッチ式溶融亜鉛めっき鋼中に 0.2wt%まで含まれる鉛 鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金成分として含まれる0.4wt%までの鉛 ただし、2026/6/11より前に本除外に基づいて上市された製品のスペアパーツに限る 機械加工用途のアルミニウムに合金成分として含まれる 0.4wt%までの鉛（2026/12/11 まで） ※ただし、2026/12/11 より前に本除外に基づいて上市された製品のスペアパーツについては期限なし 銅合金に含まれる鉛（4.0wt%以下） 高融点ははんだに含まれる鉛 （鉛含有量が重量で85%以上の鉛ベースの合金） コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中又は、セラミック中に鉛を含む電気電子部品（例：圧電素子）、もしくはガラス又は、セラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品 定格電圧がAC125V又は、DC250V又は、それ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛 定格電圧がAC125V又は、DC250V未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛 但し、2013年1月1日より前に上市された電気電子機器用のスペアパーツに限る 光学用途に使用される白色ガラス中に含まれる鉛 マイクロプロセッサのピン及び、パッケージ間の接合用に用いる2種類超の元素で構成されるはんだに含まれる鉛で、その含有量が80wt%超且つ、85wt%未満のもの ただし、2011年1月1日より前に上市された製品のスペアパーツに限る 集積回路パッケージ（フリップチップ）の内部半導体ダイ及び、キャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 ただし、以下のクワイテリアの少なくとも一つは該当すること -90nm以上の半導体テクノロジーノード -300mm2以上の単一ダイを有する半導体テクノロジーノード -300mm2以上のダイもしくは300mm2以上のシリコンインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ	
12	水銀及びその化合物	別表2 No.12	包装材 電池 ただし、以下は除く ・アルカリ性亜鉛－二酸化マンガン小型電池 ・非アルカリ性亜鉛－二酸化マンガン小型電池 ・アルカリ性亜鉛－二酸化マンガン小型電池 ・非アルカリ性亜鉛－二酸化マンガン小型電池 上記以外すべて 例： ・顔料、塗料、インキ、プラスチックへの調剤 ・水銀を接点としたリレー、スイッチ、センサー	カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計濃度で 100ppm かつ 意図的添加禁止 5ppm ※電池に含まれる水銀の閾値に関しては、欧州電池規則の定義と同様に、電池の総質量に占める水銀の質量（つまり電池一本あたりの濃度）にて算出する。 1ppm 1000ppm	— — — EU RoHS付属書に特に言及されないその他の特殊目的放電ランプ中の水銀 2000 ルーメン ANSI 以上の出力が必要なプロジェクトに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀 ・園芸照明のために使われる高圧ナトリウム蒸気ランプ中の水銀 ・紫外線スペクトラムで発光するランプ中の水銀	3,4,9,10, 11,12,13
13	ペルフルオロオクタン スルホン酸（PFOS）、 その塩及び PFOS 関連化合物	別表2 No.13	すべて 例：フッ素コーティング、金属めっきなど	PFOS およびその塩： 25 ppb (0.025 ppm)、 関連物質の 1 つまたは組み合わせ： 1000 ppb (1 ppm)かつ 意図的添加禁止	—	1
14	特定アミンを形成する 一部のアゾ染料・顔料	別表2 No.14	人の皮膚（または口腔）に直接かつ長時間接触する可能性のある繊維製品および皮革製品・部品 ※図面や仕様書で指示したもののみ対象とする。	30ppm	—	3
15	三置換有機スズ化合物	別表2 No.15	すべて 例：防腐剤、かび防止剤、塗料、顔料、防汚顔料、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤、安定剤、酸化・老化防止剤、防菌・防カビ剤、防汚剤	1000ppm ※1 金属換算したスズ質量による濃度とする。	—	3
16	ジブチルスズ化合物	別表2 No.16	すべて 例：塩化ビニル樹脂用安定剤、滑剤、触媒	1000ppm ※1	—	3
17	ジオクチルスズ化合物	別表2 No.17	下記2つの用途 ・2成分室温加硫鋳物キット（RTV-2mouldingkits） ・皮膚と接触することを意図された繊維のアーティクル	1000ppm ※1	—	3
18	ジメチルフマレート（フマル酸ジメチル（DMF））	別表2 No.18	すべて 例： ・革製品の防腐剤 ・乾燥剤（シリカゲルバック）	0.1ppm	—	3

◆表4-2-1 含有禁止物質の管理基準

※使用例は全てを網羅していないため、不明な点は発行元に確認のこと。

No.	物質名	CAS No.	用途・使用例	含有閾値	除外用途	参照法令
19	多環芳香族炭化水素 (PAHs)	別表2 No.19	人の皮膚または口腔内に直接ならびに長時間または短期間繰り返し接触するゴムまたはプラスチック構成部品 ※該当部品の仕入先様には、リコーイメージング株式会社から個別に連絡する。	1ppm	—	3
20	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 、 その塩及び PFOA 関連化合物	別表2 No.20	すべて 例：フッ素コーティング、繊維物など	PFOA およびその塩： 25 ppb (0.025 ppm)、 関連物質の 1 つまたは組み合わせ： 1000 ppb (1 ppm)かつ 意図的添加禁止	侵襲性及び移植用以外の医療機器 (ただし 2 ppm 以下の濃度で存在する場合) 医薬品の製造のために使用されるペルフルオロ クチルヨウ化物を含有するペルフルオロクチル臭化物	1
21	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)	別表2 No.21	すべて 例：難燃剤	75 ppm かつ意図的添加禁止	—	1,2
22	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	別表2 No.22	RoHS 対象製品 RoHS 対象外製品 ※EPEAT を取得する製品に用いる包装または 包装部品を除く	1000 ppm 可塑化された材料中で 1000 ppm (DEHP,BBP,DBP,DIBP の合計として)	— —	4 3
23	ブチルベンジルフタレート (BBP)	別表2 No.23	RoHS 対象製品 RoHS 対象外製品 ※EPEAT を取得する製品に用いる包装または 包装部品を除く	1000 ppm 可塑化された材料中で 1000 ppm (DEHP,BBP,DBP,DIBP の合計として)	— —	4 3
24	ジブチルフタレート (DBP)	別表2 No.24	RoHS 対象製品 RoHS 対象外製品 ※EPEAT を取得する製品に用いる包装または 包装部品を除く	1000 ppm 可塑化された材料中で 1000 ppm (DEHP,BBP,DBP,DIBP の合計として)	— —	4 3
25	ジイソブチルフタレート (DIBP)	別表2 No.25	RoHS 対象製品 RoHS 対象外製品 ※EPEAT を取得する製品に用いる包装または 包装部品を除く	1000 ppm 可塑化された材料中で 1000 ppm (DEHP,BBP,DBP,DIBP の合計として)	— —	4 3
26	ハロゲンを構造内に含むポリマー	別表2 No.26	包装または包装部品 ※包装または包装部品とは、リコーイメージング製品を市場に投入する際に、破損や汚損を防ぐ目的で商品を含むために用いられる“商品の一部となる部品（発泡スチロールや気泡緩衝材、テープなど）”を指し、リコーイメージングへの納入時にのみ用いられる包装材は対象外となる。 ブルーエンジェル、エコマーク、EPEATのいずれかを取得する複写機・プリンタ等の事務機器のプラスチック製筐体	— —	— —	16,17, 22 ,24
27	長鎖ペルフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCAs)、その塩及び関連物質	別表2 No.27	すべて	C9-C21 PFCAs 及びその塩の合計で 25ppb (0.025 ppm) C9-C21 PFCa関連物質の合計で 260ppb (0.26 ppm)	—	1,18
28	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) [PIP(3:1)]	別表2 No.28	すべて 例：可塑剤、難燃剤、プラスチックなど	1000 ppmかつ意図的添加禁止	潤滑剤およびグリース (2039年5月21日まで) リサイクルまたはリユースされたプラスチック 回路基板およびワイヤーハーネス	5
29	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) 、 その塩及びPFHxS関連化合物	別表2 No.29	すべて 例：フッ素コーティング、金属めっきなど	PFHxS またはその塩のいずれかで 25 ppb (0.025 ppm) PFHxS 関連物質の合計で 1000 ppb (1 ppm) かつ意図的添加禁止	—	1
30	デクロンプラス	別表2 No.30	すべて 例：シリコーンゴム、潤滑油、接着剤、テープ、ケーブル等の難燃剤など	1 ppmかつ意図的添加禁止	—	18
31	UV-328	別表2 No.31	すべて 例：潤滑油、接着剤、テープ、プラスチック用紫外線吸収剤など	1 ppmかつ意図的添加禁止	偏光板用トリアセチルセルロース (TAC) フィルム (2030 年 2 月 4 日まで)	18
32	ペルフルオロヘキサノ酸 (PFHxA) 、その塩およびPFHxA関連物質	別表2 No.32	繊維製品	PFHxAおよびその塩の合計で25 ppb (0.025 ppm) (2027/4/10から) PFHxA関連物質の合計で 1,000 ppb (1 ppm) (2027/4/10から)	—	3
33	有機ハロゲン添加剤 (難燃剤など)	別表2 No.33	ブルーエンジェル、エコマーク、EPEATのいずれかを取得する複写機・プリンタ等の事務機器のプラスチック製筐体 電子ディスプレイの筐体およびスタンド 120Vコンセント最大20アンペアまたは電池で動く電気電子機器の0.5g以上のプラスチック製筐体 新規部品のプラスチック製筐体 発売中製品のプラスチック製筐体【2027年7月1日から】	有機ハロゲン化合物の意図的添加禁止 ハロゲン成分の合計量で 1,000ppm 1.総臭素濃度1,000 ppm または 2.総塩素濃度1,000 ppm または 3.総フッ素濃度1,000 ppm かつ 総リン濃度5,000ppm未満	— ・画面面積が100平方センチメートル以下の電子ディスプレイ ・プロジェクター ・オールインワンビデオ会議システム ・医療用ディスプレイ ・バーチャルリアリティヘッドセット ・EU WEEE指令2012/19/EUのArticle2で規定されたディスプレイ ・EU Erp指令のArticle2で規定されたディスプレイ ・産業用ディスプレイ ・屋外製品（防水カメラ）で 사용되는電気電子機器のプラスチック製筐体（個別相談）	16,17,22 20 19

◆表4-2-1 含有禁止物質の管理基準

※使用例は全てを網羅していないため、不明な点は発行元に確認のこと。

No.	物質名	CAS No.	用途・使用例	含有閾値	除外用途	参照法令
34	フッ素化温室効果ガス (HFCs,PFCs,SF ₆)	別表2 No.34	すべて 例：空調、冷蔵・冷凍機、チラー、消火剤など	—	—	21
35	オルトフタル酸エステル	別表2 No.35	EPEAT を取得する製品に用いる包装または包装部品	EU RoHS 禁止物質および EU REACH 付属書 XIV (認可物質)のオルトフタル酸 エステルの合計濃度で 500ppm かつ意図的添加禁止	—	22
36	中鎖塩素化パラフィン (MCCP,C14-17)	別表2 No.36	すべて	1000 ppm かつ意図的添加禁 止	—	1,18
37	塩素および臭素	別表2 No.37	ブルーエンジェル、エコマーク、EPEATのいずれかを取得する複写機・プリンタ等の事務機器の25g以上のプラスチック部品	1000 ppm 25% 以上の消費者再生（PCR）材料を含む場合は5000ppm ※塩素または臭素それぞれの総量での閾値とする	・プリント基板およびプリント基板用電子部品 ・ケーブルおよび配線 ・ファン ・必須の防火安全基準（例：UL 94 V0、V1、V2、5VAまたは 5VB）に準拠するため、臭素系または塩素系難燃剤を含むプラスチック部品（外部筐体以外） ※要求される材料特性と性能を達成するために他の非ハロゲン系難燃剤を使用できない場合に限る。	16,17,22
-	1～7個の芳香環を含む 鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	—	包装材、印刷物 例： ・ダンボール、発泡スチロールや気泡緩衝材などの緩衝材、封に用いるテープ、紐、袋など ・使用説明書、スタートガイド、注意書き、保証書など	インク中のMOAHの濃度として 1000ppm	・納入時に破損や汚損を防ぐ目的で商品を包むために用いられる材料 ・商品に貼付するラベル	A
-	3～7個の芳香環を含む 鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	—		インク中のMOAHの濃度として 1ppm		
-	16～35個の炭素原子をもつ 鉱物油飽和炭化水素 (MOSH)	—		インク中のMOSHの濃度として 1,000ppm		
-	揮発性有機化合物 (VOC)	—	接着剤、塗料、インク、洗浄剤		半導体（集積回路を含む）製造用の洗浄剤	B
-	ペル及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS)	—	繊維製品 例：ケース、ストラップ	意図的添加または全有機フッ素として50ppm		C

◆表4-2-2 含有禁止候補物質

No.	物質名	参照法令
1	ペル及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS)	米国TSCA PFA PFAS規制案
		米国メイン州 PFAS汚染停止法案
		EU REACH 規則 (制限案)
2	デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)	23

◆表4-3 製造工程使用禁止物質リスト

No.	物質名	CAS No.
1	トリクロロエチレン（トリクレン）	79-01-6
2	テトラクロロエチレン	127-18-4
3	ジクロロメタン（塩化メチレン）	75-09-2
4	四塩化炭素	56-23-5
5	1,2-ジクロロエタン	107-06-2
6	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4
7	シス-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2
8	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6
9	1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5
10	1,3-ジクロロプロペン	542-75-6
11	ベンゼン ※ベンゼン含有製品含む	71-43-2
12	オゾン層破壊物質（別表2参照）	-

別表1 参照法令・自主基準一覧

No.	法規制
1	EU POPs 規則 Annex I
2	化審法
3	EU REACH（付属書17制限）
4	EU RoHS 指令
5	米・TSCA PBT規制
6	米・ODSラベリング規制
7	モントリオール議定書
8	オゾン層破壊物質規則
9	グリーン購入法
10	EU 電池規則
11	EU 包装規則
12	米・包装材重金属規制
13	中国 電池標準（GB24427-2021）
14	米・Proposition65
15	ノルウェー法
16	ドイツ ブルーエンジェル
17	日本 エコマーク
18	POPs 条約 付属書A 廃絶
19	米国ワシントン州法（Safer Products for Washington）
20	EU Erp 指令（Lot5）（電子ディスプレイ）
21	EU F ガス規則
22	米国 EPEAT
23	カナダ環境保護法
24	韓国包装規則
A	フランス循環経済法
B	中国大気汚染防止法
C	米国カリフォルニア州 繊維製品PFAS規制（AB 1817）

別表2 環境影響化学物質詳細リスト (注) 本表の例示物質は、具体例でありこれで全てではありません。

No.	物質名	物質名	CAS No.
1	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) ※右に示した物質は正確には代替PCB類であるが、欧州の指令において規制されていることから、PCB類の例示物質として記載した。	ポリ塩化ビフェニル	1336-36-3
		アロクロール1254	11097-69-1
		モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン	76253-60-6
		注 (Ugilec141)	
		モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン	-
		注 (Ugilec121、21)	
2	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	ポリ塩化ターフェニル	61788-33-8
		アロクロール5442	12642-23-8
3	ポリ塩化ナフタレン (PCN類) (塩素数が1以上)	ポリ塩化ナフタレン	70776-03-3
		ペンタクロロナフタレン	1321-64-8
4	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	テトラブロモビフェニル	40088-45-7
		ヘキサブロモビフェニル	59080-40-9
		オクタブロモビフェニル	61288-13-9
		デカブロモビフェニル	13654-09-6
5	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	ヘキサブロモジフェニルエーテル	36483-60-0
		ヘプタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3
		オクタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3
		ノナブロモジフェニルエーテル	32536-52-0
		デカブロモジフェニルエーテル	63936-56-1
6	短鎖型塩化パラフィン	塩化パラフィン (炭素数：10-13)	85535-84-8
7	アスベスト類	アスベスト類	7440-43-9
		アクチノライト	1306-19-0
		アモサイト (Grunerite)	1306-23-6
		アンソファイト	10108-64-2
		クリソタイル	10124-36-4
		クロシドライト	7440-43-9
		トレモライト	1306-19-0
8	オゾン層破壊物質 特定フロン (CFC) 付属書Aグループ I ※1 右に商業上使用される可能性が高い物質を示す。また、これらの物質の異性体を含む。	CFC-11 (CFCl ₃)	
		CFC-12 (CF ₂ Cl ₂)	
		CFC-113 (C ₂ F ₃ Cl ₃)	
		CFC-114 (C ₂ F ₄ Cl ₂)	
		CFC-115 (C ₂ F ₅ Cl)	
	オゾン層破壊物質 ハロン 付属書Aグループ II ※1	ハロン-1211 (CF ₂ BrCl)	
		ハロン-1301 (CF ₃ Br)	
		ハロン-2402 (C ₂ F ₄ Br ₂)	
	オゾン層破壊物質 その他のフロン (CFC) 付属書Bグループ I ※1	CFC-13 (CF ₃ Cl)	
		CFC-111 (C ₂ FCF ₃)	
		CFC-112 (C ₂ F ₂ Cl ₄)	
		CFC-211 (C ₃ FCF ₂)	
		CFC-212 (C ₃ F ₂ Cl ₆)	
		CFC-213 (C ₃ F ₃ Cl ₅)	
		CFC-214 (C ₃ F ₄ Cl ₄)	
		CFC-215 (C ₃ F ₅ Cl ₃)	
		CFC-216 (C ₃ F ₆ Cl ₂)	
		CFC-217 (C ₃ F ₇ Cl)	
	オゾン層破壊物質 四塩化炭素 付属書Bグループ II ※1	四塩化炭素 (CCl ₄)	
	オゾン層破壊物質 1,1,1-トリクロロエタン 付属書Bグループ III ※1	1,1,1-トリクロロメタン (C ₂ H ₃ Cl ₃)	
	オゾン層破壊物質 HBFC 付属書Cグループ II ※1	ジブロモフルオロメタン (CHFBr ₂)	
		ブロモジフルオロメタン (CHF ₂ Br)	
		ブロモフルオロメタン (CH ₂ FBr)	
		テトラブロモフルオロエタン (C ₂ HFBr ₄)	
		トリブロモジフルオロエタン (C ₂ HF ₂ Br ₃)	
		ジブロモトリフルオロエタン (C ₂ HF ₃ Br ₂)	
		ブロモテトラフルオロエタン (C ₂ HF ₄ Br)	
		トリブロモフルオロエタン (C ₂ H ₂ FBr ₃)	
		ジブロモジフルオロエタン (C ₂ H ₂ F ₂ Br ₂)	
		ブロモトリフルオロエタン (C ₂ H ₂ F ₃ Br)	
		ジブロモフルオロエタン (C ₂ H ₃ FBr ₂)	
		ブロモジフルオロエタン (C ₂ H ₃ F ₂ Br)	
		ブロモフルオロエタン (C ₂ H ₄ FBr)	
		ヘキサブロモフルオロプロパン (C ₃ HFBr ₆)	
		ペンタブロモジフルオロプロパン (C ₃ HF ₂ Br ₅)	
		テトラブロモトリフルオロプロパン (C ₃ HF ₃ Br ₄)	
		トリブロモテトラフルオロプロパン (C ₃ HF ₄ Br ₃)	
		ジブロモペンタフルオロプロパン (C ₃ HF ₅ Br ₂)	
		ブロモヘキサフルオロプロパン (C ₃ HF ₆ Br)	
		ペンタブロモフルオロプロパン (C ₃ H ₂ FBr ₅)	
		テトラブロモジフルオロプロパン (C ₃ H ₂ F ₂ Br ₄)	
		トリブロモトリフルオロプロパン (C ₃ H ₂ F ₃ Br ₃)	

別表2 環境影響化学物質詳細リスト (注) 本表の例示物質は、具体例でありこれで全てではありません。

No.	物質名	物質名	CAS No.
		ジブロモテトラフルオロプロパン (C ₃ H ₂ F ₄ Br ₂)	
		プロモテトラフルオロプロパン (C ₃ H ₂ F ₅ Br)	
		テトラプロモフルオロプロパン (C ₃ H ₂ FBr ₄)	
		トリプロモジフルオロプロパン (C ₃ H ₃ F ₂ Br ₃)	
		ジブロモトリフルオロプロパン (C ₃ H ₃ F ₃ Br ₂)	
		プロモテトラフルオロプロパン (C ₃ H ₃ F ₄ Br)	
		トリプロモフルオロプロパン (C ₃ H ₄ FBr ₃)	
		ジプロモジフルオロプロパン (C ₃ H ₄ F ₂ Br ₂)	
		プロモトリフルオロプロパン (C ₃ H ₄ F ₃ Br)	
		ジプロモフルオロプロパン (C ₃ H ₅ FBr ₂)	
		プロモジフルオロプロパン (C ₃ H ₅ F ₂ Br)	
		プロモフルオロプロパン (C ₃ H ₆ FBr)	
	オゾン層破壊物質 ブロモクロロメタン 付属書CグループⅢ ※1	ブロモクロロメタン (CH ₂ BrCl)	
	オゾン層破壊物質 臭化メチル 付属書EグループⅠ ※1	臭化メチル (CH ₃ Br)	
	オゾン層破壊物質 代替フロン (HCFC) 付属書CグループⅠ ※1	HCFC-21 (CHFCl ₂)	
		HCFC-22 (CHF ₂ Cl)	
		HCFC-31 (CH ₂ FCI)	
		HCFC-121 (C ₂ HFCl ₃)	
		HCFC-122 (C ₂ HF ₂ Cl ₃)	
		HCFC-123 (C ₂ HF ₃ Cl ₂)	
		HCFC-123* (CHCl ₂ CF ₃)	
		HCFC-124 (C ₂ HF ₄ Cl)	
		HCFC-124* (CHFClCF ₃)	
		HCFC-131 (C ₂ H ₂ FCI ₃)	
		HCFC-132 (C ₂ H ₂ F ₂ Cl ₂)	
		HCFC-133 (C ₂ H ₂ F ₃ Cl)	
		HCFC-141 (C ₂ H ₃ FCI ₂)	
		HCFC-141b* (CH ₃ CFCl ₂)	
		HCFC-142 (C ₂ H ₃ F ₂ Cl)	
		HCFC-142b* (CH ₃ CF ₂ Cl)	
		HCFC-151 (C ₂ H ₄ FCI)	
		HCFC-221 (C ₃ HFCl ₆)	
		HCFC-222 (C ₃ HF ₂ Cl ₅)	
		HCFC-223 (C ₃ HF ₃ Cl ₄)	
		HCFC-224 (C ₃ HF ₄ Cl ₃)	
		HCFC-225C ₃ HF ₅ Cl ₂)	
		HCFC-225ca* (CF ₃ CF ₂ CHCl ₂)	
		HCFC-225cb* (CF ₃ ClCF ₂ CHClF)	
		HCFC-226 (C ₃ HF ₆ Cl)	
		HCFC-231 (C ₃ H ₂ FCI ₅)	
		HCFC-232 (C ₃ H ₂ F ₂ Cl ₄)	
		HCFC-233 (C ₃ H ₂ F ₃ Cl ₃)	
		HCFC-234 (C ₃ H ₂ F ₄ Cl ₂)	
		HCFC-235 (C ₃ H ₂ F ₅ Cl)	
		HCFC-241 (C ₃ H ₃ FCI ₄)	
		HCFC-242 (C ₃ H ₃ F ₂ Cl ₃)	
		HCFC-243 (C ₃ H ₃ F ₃ Cl ₂)	
		HCFC-244 (C ₃ H ₃ F ₄ Cl)	
		HCFC-251 (C ₃ H ₄ FCI ₃)	
		HCFC-252 (C ₃ H ₄ F ₂ Cl ₂)	
		HCFC-253 (C ₃ H ₄ F ₃ Cl)	
		HCFC-261 (C ₃ H ₅ FCI ₂)	
		HCFC-262 (C ₃ H ₅ F ₂ Cl)	
		HCFC-271 (C ₃ H ₆ FCI)	
9	カドミウム及びその化合物	カドミウム	7440-43-9
		酸化カドミウム	1306-19-0
		硫化カドミウム	1306-23-6
		塩化カドミウム	10108-64-2
		硫酸カドミウム	10124-36-4
10	六価クロム化合物	クロム酸バリウム	10294-40-3
		クロム酸カルシウム	13765-19-0
		三酸化クロム	1333-82-0
		クロム酸鉛	7758-97-6
		クロム酸ナトリウム	7775-11-3
		重クロム酸ナトリウム	10588-01-9
		クロム酸ストロンチウム	7789-06-2
		重クロム酸カリウム	7778-50-9
		クロム酸カリウム	7789-00-6
		クロム酸亜鉛	13530-65-9
11	鉛及びその化合物	鉛	7439-92-1
		硫酸鉛 (II)	7446-14-2
		炭酸鉛	598-63-0
		炭酸水酸化鉛 (亜炭酸鉛)	1319-46-6
		酢酸鉛	301-04-2
		酢酸鉛 (II)、三水和物	6080-56-4

別表2 環境影響化学物質詳細リスト (注) 本表の例示物質は、具体例でありこれで全てではありません。

No.	物質名	物質名	CAS No.
		リン酸鉛	7446-27-7
		セレン化鉛	12069-00-0
		酸化鉛 (IV)	1309-60-0
		酸化鉛 (II, IV)	1314-41-6
		硫化鉛 (II)	1314-87-0
		酸化鉛 (II)	1317-36-8
		塩基性炭酸鉛 (II)	1319-46-6
		炭酸水酸化鉛	1344-36-1
		クロム酸鉛 (II)	7758-97-6
		チタン酸鉛 (II)	12060-00-3
		硫酸鉛	15739-80-7
		酸塩基性硫酸鉛	12202-17-4
		ステアリン酸鉛	1072-35-1
12	水銀及びその化合物	水銀	7439-97-6
		塩化第2水銀	33631-63-9
		塩化水銀 (II)	7487-94-7
		硫酸水銀	7783-35-9
		硝酸第2水銀	10045-94-0
		酸化水銀 (II)	21908-53-2
		硫化第2水銀	1344-48-5
13	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩 (PFOS)	定義： ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩 (PFOS) は以下の分子式に該当するものが管理対象となる。 【分子式】C8F17SO2X (XはOH基、金属塩、ハロゲン化物、アミド、ポリマーを含むその他の誘導体)	
		ペルフルオロオクタンスルホン酸	1763-23-1
		ペルフルオロオクタンスルホン酸 (アンモニウム塩)	29081-56-9
		ペルフルオロオクタンスルホン酸 (シエタノールアミン塩)	70225-14-8
		ペルフルオロオクタンスルホン酸 (カリウム塩)	2795-39-3
		ペルフルオロオクタンスルホン酸 (リチウム塩)	29457-72-5
14	特定アミンを形成する一部のアゾ染料・顔料 ※分解により特定アミンを形成するアゾ染料・顔料は例示物質については具体例の情報がない。 ※特定アミンの詳細リストを右に示す。	4-アミノアゾベンゼン (C ₁₂ H ₁₁ N ₃)	60-09-3
		o-アニシジン (C ₇ H ₉ NO)	90-04-0
		2-ナフチルアミン (C ₁₀ H ₉ N)	91-59-8
		3,3'-ジクロロベンジジン (C ₁₂ H ₁₀ Cl ₂ N ₂)	91-94-1
		4-アミノピフェニル (C ₁₂ H ₁₁ N)	92-67-1
		ベンジジン (C ₁₂ H ₁₂ N ₂)	92-87-5
		o-トルイジン (C ₇ H ₉ N)	95-53-4
		4-クロロ-2-メチルアニリン (C ₇ H ₈ ClN)	95-69-2
		2,4-トルエンジアミン (C ₇ H ₁₀ N ₂)	95-80-7
		o-アミノアトルエン (C ₁₄ H ₁₅ N ₃)	97-56-3
		5-ニトロ-o-トルイジン (C ₇ H ₈ N ₂ O ₂)	99-55-8
		3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (C ₁₃ H ₁₂ Cl ₂ N ₂)	101-14-4
		4,4'-メチレンジアニリン (C ₁₃ H ₁₄ N ₂)	101-77-9
		4,4'-ジアミノジフェニルエーテル (C ₁₃ H ₁₄ N ₂ O)	101-80-4
		p-クロロアニリン (C ₆ H ₆ ClN)	106-47-8
		3,3'-ジメトキシベンジジン (C ₁₄ H ₁₆ N ₂ O ₂)	119-90-4
		3,3'-ジメチルベンジジン (C ₁₄ H ₁₆ N ₂)	119-93-7
		2-メトキシ-5-メチルアニリン (C ₈ H ₁₁ NO)	120-71-8
		2,4,5-トリメチルアニリン (C ₈ H ₁₃ N)	137-17-7
		4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド (C ₁₂ H ₁₂ N ₂ S)	139-65-1
		2,4-ジアミノアニソール (C ₇ H ₁₀ N ₂ O)	615-05-4
		4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン (C ₁₅ H ₁₈ N ₂)	838-88-0
15	三置換有機スズ化合物 ※ビス (トリブチルスズ) =オキシド (TBTO)、トリブチルスズ類 (TBT類)、トリフェニルスズ類 (TPT類) を含む。	ビス (トリブチルスズ) =オキシド	56-35-9
		トリフェニルスズ=N・N-ジメチルジチオカルバマート	1803-12-9
		トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2
		トリフェニルスズ=アセート	900-95-8
		トリフェニルスズ=クロリド	639-58-7
		トリフェニルスズ=ヒドロキシド	76-87-9
		トリフェニルスズ脂肪酸塩 (脂肪酸炭素数：9-11)	18380-71-7 18380-72-8 47672-31-1 94850-90-5
		トリフェニルスズ=クロロアセート	7094-94-2
		トリブチルスズ=メタクリレート	2155-70-6
		ビス (トリブチルスズ) =フマレート	6454-35-9
		トリブチルスズ=フルオリド	1983-10-4
		ビス (トリブチルスズ) =2・3-ジブロモスクシナート	31732-71-5
		トリブチルスズ=アセート	56-36-0
		トリブチルスズ=ラウレート	3090-36-6
		ビス (トリブチルスズ) =フタレート	4782-29-0
		アルキル=アクリレート・メチル=メタクリレート・トリブチルスズ=メタクリレート共重合物 (アルキル=アクリレートのアルキル基の炭素数：8)	67772-01-4
		トリブチルスズ=スルファマート	6517-25-5
		ビス (トリブチルスズ) =マレアート	14275-57-1
		トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物	5409-17-2
		トリブチルスズ=1・2・3・4・4a・4b・5・6・10・10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1・4a-ジメチルフェナントレンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物	26239-64-5
		トリメチルすずクロリド	1066-45-1

別表2 環境影響化学物質詳細リスト (注) 本表の例示物質は、具体例でありこれですべてではありません。

No.	物質名	物質名	CAS No.
		硫酸トリメチルスタニル	63869-87-4
		トリメチルすず(IV)ヒドロキシド	56-24-6
		トリエチルすず(IV)クロリド	994-31-0
		トリエチルスズヒドロキシド	994-32-1
		トリプロピルスズクロライド	2279-76-7
		ヨウ化酢酸トリプロピルスズ	73927-92-1
16	ジブチルスズ化合物	ジブチルスズ	1002-53-5
		マレイン酸ジブチルスズ	10192-92-4
		ビス[[[(Z)-4-メトキシ-1,4-ジオキソ-2-ブテニル]オキシ]ジブチルスタンナン	15546-11-9
		ビス (2-エチルヘキサノ酸) ジブチルスズ	2781-10-4
		ジブチルスズジクロライド; (DBTC)	683-18-1
		ジブチルスズオキシド	818-08-6
17	ジオクチルスズ化合物	ジアルキル (C=1~8) スズビス {アルキル (又はアルケニル, C=6~18) チオグリコレート}	15571-58-1
		マレイン酸ジオクチルスズ	16091-18-2
		ジオクチルスズ	26401-97-8
		ジオクチルスズビス (マレイン酸モノアルキル (C=6~24) エステル) 塩	33568-99-9
		ジオクチルスズジクロライド	3542-36-7
18	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル (DMF))	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル (DMF))	624-49-7
19	多環芳香族炭化水素 (PAHs) ※規制対象物質を右に示す。	ベンゾ(a)ピレン (C ₂₀ H ₁₂)	50-32-8
		ベンゾ(e)ピレン (C ₂₀ H ₁₂)	192-97-2
		ベンゾ(a)アントラセン (C ₁₈ H ₁₂)	56-55-3
		クリセン (C ₁₈ H ₁₂)	218-01-9
		ベンゾ(b)フルオランテン (C ₂₀ H ₁₂)	205-99-2
		ベンゾ(j)フルオランテン (C ₂₀ H ₁₂)	205-82-3
		ベンゾ(k)フルオランテン (C ₂₀ H ₁₂)	207-08-9
		ジベンゾ(a,h)アントラセン (C ₂₂ H ₁₄)	53-70-3
20	ペルフルオロオクタノ酸 (PFOA) 、 その塩及び PFOA 関連化合物	定義： (i) ペルフルオロオクタノ酸(分枝異性体を含む) (ii) PFOA の塩類 (iii) 分解して PFOA になる PFOA 関連化合物。直鎖状又は分枝状のペルフルオロヘプチル基を有する物質 (その塩及びポリマーを含む)であって、構造要素の一つとして(C ₇ F ₁₅)C を有するものを含む -次の関連物質は対象外である (i) C ₈ F ₁₇ ~X、[X が F (フッ素) 、Cl (塩素) 、Br (臭素) である場合] (ii) CF ₃ [CF ₂] _n -R' (R' =任意の基、n>16)によって覆われているフルオロポリマー (iii) 8 個以上の過フッ化炭素を有するペルフルオロアルキルカルボン酸(その塩、エステル、ハロゲン化物および無水物を含む) (iv) ペルフルオロアルカンスルホン酸およびペルフルオロスルホン酸(それらの塩、エステル、ハロゲン化物および無水物を含む) であって、ペルフルオロ炭素数が 9 以上のもの (v) 表 4-1-1 含有禁止物質リスト No.13 で規定しているペルフルオロオクタンスルホン酸及びその誘導体(PFOS)	
		ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	25637-99-4
21	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) ※規制対象物質を右に示す。		4736-49-6
			65701-47-5
			138257-17-7
			138257-18-8
			138257-19-9
			169102-57-2
			678970-15-5
			678970-16-6
			678970-17-7
		1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	3194-55-6
		α-ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	134237-50-6
		β-ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	134237-51-7
		γ-ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	134237-52-8
22	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	同左	117-81-7
23	ブチルベンジルフタレート (BBP)	同左	85-68-7
24	ジブチルフタレート (DBP)	同左	84-74-2
25	ジイソブチルフタレート (DIBP)	同左	84-69-5
26	ハロゲンを構造内に含むポリマー ※ドイツブルーエンジェル、日本エコマークの基準にある「ハロゲンを含むポリマー」にあたる。	PVC, PVDC など	-
27	長鎖ペルフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCAs)、 その塩及び関連化合物 ※右に定義と主要対象物質を示す。	定義： 長鎖ペルフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCAs)、その塩及び関連化合物とは、以下の条件に該当するものである (i) 長鎖ペルフルオロカルボン酸またはその塩は、条約の適用上、分子式がCnF2n+1COOH (ただし、8≦n≦20) である同族列の物質をいう。 (ii) 長鎖ペルフルオロカルボン酸に関連する化合物は、条約の適用上、長鎖ペルフルオロカルボン酸の前駆体であり、かつ長鎖ペルフルオロカルボン酸に変換され得る物質をいう。ここで、ペルフルオロアルキル部分は、分子式がCnF2n+1 (ただし、8≦n≦20) であり、フッ素、塩素または臭素原子以外の化学部分と直接結合している。 以下の化合物は、長鎖ペルフルオロカルボン酸、その塩および関連化合物には含まれない。ペルフルオロオクタノ酸 (PFOA) 、その塩および条約附属書Aに記載されているPFOA関連化合物。	
		ペルフルオロノナン酸	375-95-1
		ノナデカフルオロデカン酸	335-76-2
		ペルフルオロウンデカン酸	2058-94-8
		ペルフルオロドデカン酸	307-55-1

別表2 環境影響化学物質詳細リスト

(注) 本表の例示物質は、具体例でありこれにて全てではありません。

No.	物質名	物質名	CAS No.
		ペルフルオロトリデカン酸	72629-94-8
		ペルフルオロテトラデカン酸	376-06-7
		ペルフルオロペンタデカン酸	141074-63-7
		ペルフルオロヘキサデカン酸	67905-19-5
		ペルフルオロヘプタデカン酸	57475-95-3
		ペルフルオロオクタデカン酸	16517-11-6
		ペルフルオロオクタデカン酸	133921-38-7
28	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))	同左	68937-41-7
29	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、その塩及びPFHxS関連化合物	定義： ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、その塩及び関連物質とは、以下の条件に該当するものである。 (i) ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (任意の分岐した異性体含む) (ii) その塩 (iii) PFHxS関連化合物で、「C6F13S-」の化学的部分 (chemical moiety) を構造要素の1つとして含み、かつPFHxSiに分解される何れかの物質。	355-46-4
30	デクロランプラス	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン (デクロランプラス) シス型異性体 アンチ型異性体	13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8
31	UV-328	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ベンチルフェノール (UV-328)	25973-55-1
32	ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA)、その塩およびPFHxA関連物質	定義： PFHxA、その塩およびPFHxA関連物質とは、以下の条件に該当するものである (i) 構造要素の1つとして、別の炭素原子に直接結合した「化学式C5F11-」の直鎖状または分岐状のペルフルオロペンチル基を有する (ii) 「化学式C6F13-」の直鎖状または分岐状のペルフルオロヘキシル基を有する (iii) PFHxA関連物質は、分子構造に基づいて、PFHxAに分解または変化する可能性があると思なされる物質である 以下に示す物質は、この指定から除外される (i) C6F14 (ii) C6F13-C(=O)OH、C6F13-C(=O)O-X'またはC6F13-CF2-X'(X'=塩を含む任意の基) (iii) 末端ではない炭素原子の1つに酸素原子に直接結合したペルフルオロアルキル基C6F13-を有する物質	
33	有機ハロゲン添加剤(難燃剤など)	臭素、塩素、フッ素系難燃剤など	-
34	フッ素化温室効果ガス(HFCs,PFCs,SF ₆)	対象物質や禁止用途などの詳細は、以下F ガス規則を参照 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=OJ:L_202400573#d1e2327-1-1	-
35	オルトフタル酸エステル EU RoHS 禁止物質及び REACH 付属書 XIV(認可物質)	Bis(2-ethylhexyl) phthalate (DEHP) Benzyl butyl phthalate (BBP) Dibutyl phthalate (DBP) Diisobutyl phthalate (DIBP) n-pentyl-isopentyl phthalate Bis(2-methoxyethyl) phthalate Dihexyl phthalate(DnHP) Diisopentyl phthalate Dipentyl phthalate 1,2-Benzenedicarboxylic acid, mixed decyl and hexyl and octyl diesters 1,2-Benzenedicarboxylic acid, di-C6-10-alkyl esters 1,2-Benzenedicarboxylic acid, di-C6-8-branched alkyl esters, C7-rich 1,2-Benzenedicarboxylic acid, di-C7-11-branched and linear alkyl esters 1,2-Benzenedicarboxylic acid, dihexyl ester, branched and linear	117-81-7 85-68-7 84-74-2 84-69-5 776297-69-9 117-82-8 84-75-3 605-50-5 131-18-0 68648-93-1 68515-51-5 71888-89-6 68515-42-4 68515-50-4
36	中鎖塩素化パラフィン(MCCP,C14-17)	以下に示す分子式の炭素鎖長がC14からC17までの範囲の直鎖クロロアルカンを含む物質または混合物： C14H(30-y)Cl _y /y yは5以上； C15H(32-y)Cl _y /y yは5以上； C16H(34-y)Cl _y /y yは6以上； C17H(36-y)Cl _y /y yは6以上。	85535-85-9 198840-65-2 1372804-76-6
37	塩素および臭素	同左	

改訂履歴

改訂年月	版	改訂ページ	改訂内容
2013年8月1日	初版	—	新規制定
2014年10月1日	2版	P5,6,7	“JGPSSI”→“グリーン調達（旧JGPSSI）”に修正 中間法人法廃止による、“有限責任中間法人”→“一般社団法人”変更に伴う変更
2016年4月1日	3版	全項、様式	全面刷新 (株) リコーの使用禁止物質との共通化を目指し、物質リスト表の追加及び関連文書の変更を行う。
2017.1.19	-	様式1,2,3,4	説明注記を追加
2017.4.1	-	表1,2,6	1. 改訂のいきさつ 製品含有化学物質に関する法規制の改訂を反映した。 2. 主な改訂内容 (1)「ポリ塩化ナフタレン（塩素数：3以上）」を「ポリ塩化ナフタレン（塩素数：1以上）」に変更した。
2017.11.20	-	表2	注記の誤記修正 ※3,4 適用時期
2018年12月1日	4版	P5,6 表1,2,6	JAMP AISの提供終了に伴い、情報提供法をchemSHERPAに変更、及び、これに伴い文書整合。 製品含有禁止化学物質BNST削除による表1,2,6の修正。
2019.5.1	-	本文 表1,2,6	1. 改訂のいきさつ 製品含有化学物質に関する法規制の制改訂を反映した。また、環境ラベルの包装材に関する要求項目を追加した。 2. 主な改訂内容 (1)「鉛及びその化合物」の除外用途の一部を変更した。 (2) 含有禁止物質に「ハロゲンを構造内に含むポリマー及びハロゲン化合物を添加したポリマー」を追加した。
2019.7.22	-	表1 様式1	表1 フタル酸エステル類の納入禁止日を削除 様式1 フタル酸エステル類のチェック欄削除
2020年4月	-	表1, 2, 3, 6, 10	1. 改訂のいきさつ 製品含有化学物質に関する法規制の改訂を反映した。 2. 主な改訂内容 (1) 鉛及びその化合物の除外用途「集積回路パッケージ（フリップチップ）の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛」の適用可能条件を追加した。 (2)「パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びそのエステル」の名称を「パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連物質」に変更し、使用・用途例、含有閾値等の管理基準、及び物質詳細リストを変更した。 (3)「フタル酸ビス(2-エチルヘキシル(DEHP)、フタルベンジジンフタレート(BBP)、ジブチルフタレート(DBP)、ジイソブチルフタレート(DIBP)」の EU RoHS指令対象外製品の管理基準を追加し、包装材の管理基準を変更した。
2022年3月	-	表1, 2, 6, 10, 12	1. 改訂のいきさつ 製品含有化学物質に関する法規制の改訂を反映した。 2. 主な改訂内容 (1) 含有禁止物質に以下の物質を追加した。 ・ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)、その塩及び関連物質 ・リン酸トリス(イソプロピルフェニル) [PIP(3:1)] (2) 表2「パーフルオロオクタン酸(PFOA) 関連物質」の、物質名、除外用途・使用例等の管理基準を変更した。 (3) 表2「ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)」の含有閾値を追加した。 (4) 表2「ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)」の含有閾値を変更した。 (5) 表6に(1)の含有禁止物質2物質を追加した。 (6) 表10「パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連物質」について、参照法規制の変更にもない、「EU POPs 規則 Annex I で規制されている物質」として物質の定義を修正した。 (7) 表12に「ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)、その塩及び関連物質」の対象物質リストを追加した。
2022年10月	-	様式1, 2	表1 リコー株式会社に納入する→リコーイメーシング株式会社に納入するに変更した。 様式2 対象物質を表4, 表5→表5に変更した。
2023年9月	-	表2, 3	1. 改訂のいきさつ 製品含有化学物質に関する法規制の改訂を反映した。 2. 主な改訂内容 (1) 表2 の下記物質について、除外用途等の管理基準を変更した。 ・水銀及びその化合物 一部除外用途の削除、期限の追加、変更 ・パーフルオロオクタン酸(PFOA) 関連物質 一部除外用途の削除 ・ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)、その塩及び関連物質 一部除外用途の削除 (2) 表2「ハロゲンを構造内に含むポリマー及びハロゲン化合物を添加したポリマー」に注釈を追加した。 (3) 表3 を削除し、包装材の管理基準は表2 に反映した。
2023年12月	5版	P3,4,6 表1, 2, 3, 6	1. 改訂のいきさつ 製品含有化学物質に関する法規制の改訂を反映した。また、含有禁止候補物質に関する項目を追加した。 2. 主な改訂内容 (1) 含有禁止物質の追加に伴ない 表1, 表2, 表6に下記物質を追記 ・ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、その塩およびPFHxS関連化合物 (2) 表2に下記物質について、用途・使用例、閾値等の管理基準を変更 ・ガドリウム及びその化合物 ・鉛及びその化合物 ・水銀及びその化合物 (3) 含有禁止候補物質の追加 昨今の急速に変化する法規制対応への確実な遵守のため、近い将来に含有禁止が見込まれる物質として含有禁止候補物質を追加した。 (4) その他 5. 2) 製造工程使用禁止化学物質の不適用 内の表4を削除。 本書に関する問合せ先を電話番号からメールアドレスに変更。
2024年5月	-	表1, 2, 3	1. 改訂のいきさつ 製品含有化学物質に関する法規制の制改訂を反映した。 2. 主な改訂内容 (1) 含有禁止物質の追加(含有禁止候補物質から含有禁止物質に変更) ・デクロンプラス ・UV-328 (2) 表2の下記物質について、物質名、除外用途、閾値等の管理基準を変更 ・鉛及びその化合物 ・ハロゲンを構造内に含むポリマー及びハロゲン化合物を添加したポリマー ・ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)、その塩及び関連物質 ・リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1)) (3) 含有禁止候補物質の追加 ・ペル及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS)

改訂履歴

改訂年月	版	改訂ページ	改訂内容
2025年7月	6版	全項、様式	1. 改訂のいきさつ 情報の閲覧性を向上させることを目的として、フォーマット・表のレイアウトの変更を行った。また、含有化学物質に関連する法規制の制改訂を反映した。本文および様式についても見直しを行った。 2. 主な改訂内容 (1) フォーマットの変更 - 含有禁止物質の管理基準表に、禁止と除外の要求およびCAS No.や参照法令の情報を物質ごとに1行にまとめて記載 - 含有禁止物質の詳細リストを一つにまとめ、詳細情報を集約し、規制対象の例示物質または具体的な定義を、含有禁止物質の詳細リストに追加 - 各参照法令に番号を振り分け、参照法令番号を管理基準表に記載 (2) 含有禁止物質/含有禁止候補物質の追加 - ペルフルオロヘキサ酸 (PFHxA)、その塩およびPFHxA関連物質を含有禁止物質に追加 - ハロゲン系難燃剤を含有禁止物質に追加 - フッ素化温室効果ガス(HFCs, PFCs, SF6, HFOs)を含有禁止物質に追加 - 中鎖塩素化パラフィン(MCCP; C14-17)を含有禁止候補物質に追加 - 長鎖ペルフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCAs)、その塩及び関連化合物を含有禁止候補物質に追加 - 複写機・プリンタ等の事務機器のプラスチック部品に含有する各塩素と臭素(主にハロゲン系難燃剤)を含有禁止候補物質に追加 (3) 表4-2-1の下記物質について、物質名、除外用途、閾値、参照法令等の管理基準を変更 - ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)の閾値を変更 - 六価クロム及びその化合物の参照法令を追加 - 水銀及びその化合物の一部除外用途を削除 - ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩(PFOS)の除外用途を削除 - ペルフルオロオクタフルオロオクタ酸(PFOA)関連物質の一部除外用途を削除 - ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)の閾値を変更 - ハロゲンを構造内に含むポリマーの規制対象の表記を変更し、除外用途を削除 - ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)、その塩及び関連物質の一部除外用途削除 - リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))の一部除外用途を削除 (4) 本文の変更 2. 適用範囲、5. 仕入先様への要求事項などの見直し (5) 回答様式の変更 - 様式1に、様式1〜4の内容を統合し、記入例を別のファイルとした。
2026年4月	7版	本文、 表4-1-1、表4-1-2、 表4-2-1、表4-2-2、 別表1、別表2 様式1	1. 改訂のいきさつ RoHS指令、POPs規則、EPEATなどの改正に伴い、含有禁止物質の改定および追加を行った。さらに、カナダやオーストラリア、EUでの規制化の動向を踏まえて、含有禁止候補物質にDBDPEを追加した。本文および様式についても見直しを行った。 2. 主な改訂内容 (1) 含有禁止物質/含有禁止候補物質の追加 - オルトフタル酸エステルを含有禁止物質に追加 - デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)を含有禁止候補物質に追加 (2) 表4-2-1の下記物質について、物質名、除外用途、閾値、参照法令等の管理基準を変更 - ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類) の閾値を変更 - 短鎖型塩化パラフィン(炭素鎖長：10-13)の閾値に意図的添加禁止を記載 - 鉛及びその化合物の一部除外用途を変更 - 水銀及びその化合物の一部除外用途の期限を削除 - ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩(PFOS)の物質名と閾値を変更 - ペルフルオロオクタフルオロオクタ酸(PFOA)関連物質の物質名と規制対象、閾値を変更 - ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD) の閾値に意図的添加禁止を記載 - フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)、ブチルベンジルフタレート (BBP)、ジブチルフタレート (DBP)、ジイソブチルフタレート (DIBP) の規制対象を変更 - ハロゲンを構造内に含むポリマーの規制対象を変更 - ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、その塩及びPFHxS関連化合物の閾値に意図的添加禁止を記載 - UV-328の除外用途に期限を記載 (3) 本文の変更 5.仕入先様への要求事項 3) 製品含有化学物質情報の提示 ②は、JAMPからCPMコンソーシアムに変更 5.仕入先様への要求事項 4) 含有禁止候補物質の対応は、情報提供から証明書提出に変更 (4) 回答様式の変更 - 含有禁止候補物質の報告欄を追加
2026年9月	8版	本文、 表4-1-1、表4-1-2、 表4-2-1、表4-2-2、 別表1、別表2 様式1	1. 改訂のいきさつ POPs条約、TSCA PBT規制等の規制改定に伴い、含有禁止物質の改定および追加を行った。さらに、含有禁止候補物質のMCCP、PFCA (C15-21)、塩素および臭素について、含有禁止物質へ移行となったため、含有禁止候補物質から削除した。本文および様式についても見直しを行った。 2. 主な改訂内容 (1) 含有禁止物質の追加 - 中鎖塩素化パラフィン(MCCP; C14-17)を含有禁止物質に追加 ※物質定義や含有閾値については、EU POPs規則での制限ドラフト案の内容を反映しており、公布後の規制状況によっては次版以降で見直しの可能性あり - 塩素および臭素を含有禁止物質に追加 (2) 表4-1-2の下記物質について、物質名、除外用途、閾値、参照法令等の管理基準を変更 - ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE類) の閾値を変更 - 鉛およびその化合物の除外用途を変更 - ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)、その塩及び関連物質の対象物質を拡大(長鎖ペルフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs)、その塩及び関連化合物)、除外用途を削除 ※物質定義や含有閾値については、EU POPs規則での制限ドラフト案の内容を反映しており、公布後の規制状況によっては次版以降で見直しの可能性あり - リン酸トリス(イソプロピルフェニル) [PIP(3:1)]の含有閾値と除外用途を変更 - デクロンプラスの閾値を変更 - UV-328の閾値を変更 - ハロゲン系難燃剤の物質名と規制対象・使用例を変更 (3) 含有禁止候補物質の削除 - 中鎖塩素化パラフィン(MCCP; C14-17)、長鎖ペルフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCAs)、その塩及び関連化合物、塩素および臭素について、含有禁止候補物質から含有禁止物質へ移行となったため、含有禁止候補物質から削除